

柳川市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年10月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

令和2年度財政援助団体監査報告

第1 監査の対象団体及び所管部署

団体名 柳川OUTING!実行委員会

所管部署 産業経済部観光課

第2 監査の期間

令和2年7月27日から令和2年9月28日まで

第3 監査の目的及び方法

監査は、柳川市監査規程に準拠し、令和元年度の当該財政援助団体の出納その他事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、所管部署の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを観点とし、関係書類等の提出を求め、また、事情聴取を行い実施した。

第4 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹 (識見監査委員)

三小田 一 美 (議選監査委員)

第5 監査対象団体の概要

1 補助金等の名称

柳川市・西鉄グループ連携destinationキャンペーン負担金

2 令和元年度交付金額

3,000,000円

3 団体の目的等

「柳川OUTING!」と称する観光客誘致キャンペーンを実施し、柳川の魅力向上施策、受入体制強化を図るとともに、地域力及び集客力の強化を図る。(柳川OUTING!実行委員会規約(以下「規約」という。)第2条)

4 組織及び役員

(1) 組織

実行委員会は、一般社団法人柳川市観光協会、西日本鉄道株式会社並びに柳川市をもって構成するとされている(規約第4条)。

(2) 役員

実行委員会に次の役員が置かれ、会長は一般社団法人柳川市観光協会会長、副会長は西日本鉄道株式会社と柳川市の者、監事は一般社団法人柳川市観光協会と西日本鉄道株式会社の者をもって充てるとされている。(規約第5条)

ア 会長 1人

イ 副会長 2人

ウ 監事 2人

5 事業の概要

(1) 財政状況

令和元年度の実行委員会の決算は下表のとおりである。収入済額は3,669,733円、支出済額は2,023,134円で、差し引き1,646,599円が令和2年度へ繰り越されている。

収入 (単位:円)

款	項	目	予算現額	収入済額
1 負担金			3,000,000	3,000,000
	1 負担金	1 負担金	3,000,000	3,000,000
2 雑収入			0	11
	1 雑収入	1 雑収入	0	11
3 受入金			670,802	669,722
	1 受入金	1 受入金	670,802	669,722
収入合計			3,670,802	3,669,733

支出 (単位:円)

款	項	目	予算現額	支出済額
1 事業費			3,100,000	1,562,685
	1 事業費	1 事業費	3,100,000	1,562,685
2 広報費			500,000	441,100
	1 広報費	1 広報費	500,000	441,100
3 会議費及び事務費			20,802	19,349
	1 会議費及び事務費	1 会議費及び事務費	20,802	19,349
4 予備費			50,000	0
	1 予備費	1 予備費	50,000	0
支出合計			3,670,802	2,023,134

収入済額 3,669,733円－2,023,134円＝1,646,599円（翌年度へ繰越し）

収入の主なものは本市の負担金3,000,000円と前年度残余金669,722円で、支出の主なものは事業費の「絶メシリスト柳川」企画制作業務委託料1,139,475円である。

(2) 事業実績

事業について、規約第3条に下記のとおり規定されている。

(事業)
第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 柳川の観光、食、地域関連情報の収集と発信に関する事業
(2) 柳川への観光商品造成に関する事業
(3) おもてなしや受入体制の整備に関する事業
(4) 観光客の誘致促進、イベント及び集客施策の展開に関する事業
(5) 関係機関、団体との連絡、調整
(6) その他目的達成に必要な事業

第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり是正を要する事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査委員による事情徴取の際に、口頭により注意、改善を促したので、記述を省略する。

【収入事務】

ア 平成30年度からの繰越金について、決算書より1,080円少ない額が繰り越されている。

イ 伝票綴りに実際の収入に関係のない「現金出納簿」が綴られている。

【支出事務】

ア 実行委員会の口座開設時に、職員が1,000円を立替払いしている。

イ 西鉄観光列車展示用さげもん購入費76,000円について、広報費として支出すべきであるが事業費として支出している。

ウ 予算書の費目と支出命令書の科目名が一致していない。

エ 支出命令書において、債権者から請求書の提出があったにもかかわらず請求欄と領収欄が事務局長となっており不適切である。

【契約事務】

ア 下記の支払については、契約書を作成されたい。

- ・ 2019年度さげもん列車協力費 330,550円
- ・ Kyushu Weekender vol.2 掲載料 110,550円

イ 「絶メシリスト」企画/制作業務委託契約について、下記のものがある。

- ・ 契約書に記載された業務の成果に関する報告書が提出されていない。
- ・ 契約において、柳川市契約事務規則を適用し、不要な契約保証金の免除を行っている。

【要望・意見】

柳川OUTING実行委員会の事務局は本市に置かれ、その業務のほとんどを本市職員が担っているが、本市とは別の団体であるにもかかわらず、市の業務と混同した不適切な事務処理が随所に見られる。実行委員会の業務については、市の業務とは明確に区分するなど、適切な事務処理を行うよう改められたい。

また、実行委員会設立当初の負担額については、市と事業所で総事業費を捻出していたが、令和元年度は市の負担金のみとなっており、事業所の負担は有っていない。予算書に

は「当該事業所より市負担金と同額程度の協力をいただく」と記載されているものの、その具体的内容については把握することもできないうえ、各種事業の成果等についての検証も行われておらず、一時的な事業の実施に満足しているだけで経費削減を念頭においた事業運営が徹底されていないように見受けられる。

本市は、自主財源に乏しく厳しい財政状況の中において、高額な負担金を捻出しているからには、実行委員会への負担金の支出にあたっては、その額を含め、事業の有効性や公益上の必要性、費用対効果が得られているか等、市として厳しく検証を行う必要がある。

今後は、柳川観光の目的や方向性を見据えながら、データ等による具体的数値でその成果・効果を的確に捉えるとともに事業評価を行い、将来につながる事業を展開することで観光のまち柳川を目指し、全力を傾注して取組まれるよう切に願うものである。